

営業秘密

～ 企業における情報漏えい対策 ～

企業では、営業活動や研究・開発により生み出した様々な情報を「営業秘密」として管理し、自社の優位性を確保しています。営業秘密の情報漏えいを避けるためには、①接近の制御、②持出し困難化、③視認性の確保、④秘密情報に対する認識向上（不正行為者の言い逃れの排除）、⑤信頼関係の維持・向上等の5つの「目的」を意識して対策を行うことが重要です。そこで今回は、営業秘密の定義、情報漏えいの現状を整理したうえで、企業における情報漏えい対策を解説します。

キーワード：営業秘密、個人情報、情報漏えい、従業員への対策、取引先への対策、外部者への対策、中小企業

営業秘密とは

「営業秘密」とは、不正競争防止法第2条第6項において、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されています。技術やノウハウなどの情報が「営業秘密」として保護されるためには、「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の3つの要件を全て満たす必要があります。

「秘密管理性」とは、従業員、取引先関係者など情報に接する人が、秘密情報と認識できるように管理されていることをいいます。「有用性」とは、有用な営業上または技術上の情報であることをいい、情報自体が事業活動に利用されることによって、経費の節約・経営効率の改善などに役立つもので、失敗した実験データも含まれます。「非公知性」とは、一般には知られていない情報であることをいい、インターネットなどで簡単に入手できない情報や企業・研究機関等の限られた関係者だけが知っている情報で、特許として公開されたものは含まれません。

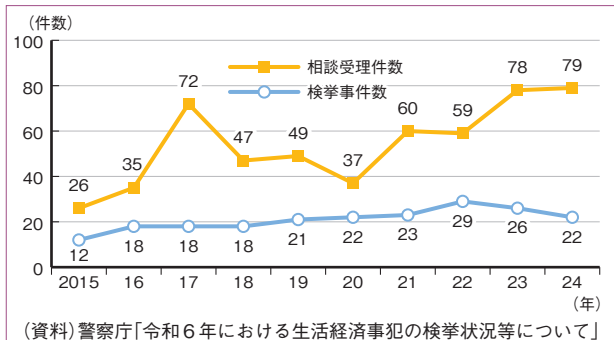
営業秘密漏えいの現状

営業秘密の漏えい（営業秘密侵害事犯）の検挙事件数は、2024年が22件（前年比▲4件）と2年連続で減少しています（図表）。もっとも、相談受理件数は、近年増加傾向にあり、2024年（79件）は、過去10年で最も多くなりました。

営業秘密の漏えいルートを見ると、「中途退職者（役員・正規社員）（36.3%）」、「現職従業員等の誤操作・誤認等（21.2%）」、「現職従業員等の

ルール不徹底（19.5%）」の順で高くなっています（資料：（独）情報処理推進機構「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020」）。

図表 営業秘密の侵害件数



営業秘密の不正な「取得」「開示（漏えい）」「使用」は、悪質な場合、刑事罰として10年以下の拘禁刑、2,000万円以下（海外使用等は3,000万円以下）の罰金のほか、企業の実害に対する損害賠償、就業規則に基づく勤務先からの懲戒処分を受ける可能性があります。

企業における情報漏えい対策

企業の情報漏えい対策を、対象者別（退職者等を含む従業員等、取引先、外部者）に、①接近の制御、②持出し困難化、③視認性の確保、④秘密情報に対する認識向上（不正行為者の言い逃れの排除）、⑤信頼関係の維持・向上等の5つの「目的」に沿って例示します。

1. 従業員等（退職者等を含む）に向けた対策

従業員等とは、自社の従業員のほか、派遣労働者、実習生など自社内で勤務する者を含み、退職

者等は、自社を定年・中途退職した者（本人の意思に基づかない退職を含む）のほか、契約・実習期間満了者、退職の申出をした退職予定者を含みます。

①「接近の制御」対策

- ・適切なアクセス権の付与・管理
- ・秘密情報へのアクセスの制限
- ・ペーパーレス化
- ・【退職者等向け】適切なタイミングでのアクセス権の制限

②「持出し困難化」対策

- ・会議資料等の適切な回収
- ・秘密情報の社外への物理的な持出し阻止
- ・電子データの暗号化による閲覧制限
- ・社外へのメール送信・Webアクセスの制限
- ・コピー防止用紙やコピーガード付の記録媒体・電子データ等による秘密情報の保管
- ・私物のUSBメモリやカメラの業務利用・持込みの制限
- ・【退職者等向け】社内貸与の記録媒体・情報機器等の返却

③「視認性の確保」対策

- ・「写真撮影禁止」・「関係者以外立入り禁止」の表示
- ・防犯カメラの設置
- ・従業員の名札着用の徹底
- ・外部送信メールのチェック
- ・内部通報窓口の設置
- ・不自然なデータアクセス状況の通知
- ・PCやネットワークのログの記録・保存
- ・秘密情報管理・情報漏えい行為の有無等に関する監査

④「秘密情報に対する認識向上」対策

- ・秘密情報の取扱いルール の周知
- ・秘密保持契約等（誓約書を含む）の締結
- ・秘密情報表示
- ・【退職者等向け】競業禁止義務契約の締結
- ・【退職者等向け】秘密情報の返還・消去義務の明確化

⑤「信頼関係の維持・向上等」対策

- ・秘密情報管理や情報漏えいの事例と社内処分の周知
- ・公平な人事評価制度の構築・周知
- ・【退職者等向け】適切な退職金支払い
- ・【退職者等向け】（情報漏えいを行う可能性が高い場合）退職金の減額などの社内処分の実施

2. 取引先に向けた対策

取引先とは、委託や外注の取引相手、共同研究、M&Aの交渉相手など、自社の秘密情報を共有する相手方を指します。取引先を通じた情報漏えいは、取引先自体が悪意で情報の不正使用や不正開示を行う場合と、取引先の情報管理が不十分であったことに起因して情報漏えいしてしまう場合があります。

①「接近の制御」対策

- ・取引先に開示する情報の厳選
- ・取引先での秘密情報の取扱者の限定

②「持出し困難化」対策

- ・秘密情報の消去・返還義務と複製できない媒体での開示

③「視認性の確保」対策

- ・秘密情報の管理報告

④「秘密情報に対する認識向上」対策

- ・取引先に対する秘密保持義務条項
- ・秘密情報表示
- ・具体的な秘密情報取扱いの確認
- ・取引先との議事録等の保存

⑤「信頼関係の維持・向上等」対策

- ・適正な対価の支払い
- ・契約書等における損害賠償や法的措置の記載

3. 外部者に向けた対策

外部者とは、従業員等（退職者等含む）、取引先以外の者をいい、悪質性の高い者（不法侵入者や不正アクセス行為者）だけでなく、各種渉外販売員、見学者、メンテナンス業者など自社への来訪者を含みます。

①「接近の制御」対策

- ・書棚や媒体等のアクセス制限
- ・外部者の構内ルートの制限
- ・アンチウイルスソフトの導入

②「持出し困難化」対策

- ・外部者の保有する情報端末・記録媒体の持込み・使用等の制限
- ・秘密情報が記載された電子データの暗号化

③「視認性の確保」対策

- ・「関係者以外立入り禁止」や「写真撮影禁止」の張り紙
- ・秘密情報を保管する建物・区域の監視
- ・来訪者カードの記入、来訪者バッジの着用

④「秘密情報に対する認識向上」対策

- ・秘密情報表示
- ・業者との契約等による秘密保持義務条項

まとめ

営業秘密や個人情報の漏えい事案の発生は企業の持続性に関わります。近年では、生成AIへの入力による意図しない情報漏えいも想定されるため、セキュリティ対策を含めて早急な対応が求められます。物理的・技術的な防御や、心理的な抑止に加え、秘密情報を持ち出そうという考えを起こさせないための対策として、働きやすい環境を整備することも必要です。

三十三総研 コンサルティング部
コンサルタント 伊藤 綾香
(中小企業診断士)